

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
(定義) 第二条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 二十八 (略) 二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第	(定義) 第二条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 二十八 (略) 二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第

一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

二十九 税会不一致 各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益（次号イ及び第三十一号において「収益等」という。）

（の合計額から費用（交際費等（租税特別措置法第六十一條の第四項に規定する交際費等をいう。）、寄附金（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七條第一項に規定する寄附金をいう。）又は法人税等（同法第三十八條第一項及び第二項の規定により損金の額に算入しないものに限る。）として計上されたもの）であつて、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。）及び損失（次号イ及び第三十一号において「費用等」という。）の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金（金銭の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を

一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八條第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の七十に相当する金額及び第五十四條第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同條第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（新設）

控除して得た額との差額をいう。

三十 一時差異等調整引当額 法第三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）のうち、次に掲げる額の合計額の範囲内において、利益処分に充当するものをいう。

イ 所得超過税会不一致（益金の額から損金の額を控除して得た額が、収益等の合計額から費用等の合計額を控除して得た額を超える場合における税会不一致をいう。）

ロ 純資産控除項目（第三十九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一 一時差異等調整積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、利益超過税会不一致（収益等の合計額から費用等の合計額を控除して得た額が、益金の額から損金の額を控除して得た額を超える場合における税会不一致をいう。）の範囲内において、将来の利益処分に充当する目的のために留保したものをいう。

（利益超過分配金額の出資総額等からの控除）

第十八条 利益超過分配金額を法第三十七条第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金の額から控除する場合には、当該利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、こ

（新設）

（新設）

（利益超過分配金額の出資総額等からの控除）

第十八条 法第三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）を法第三十七条第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金の額から控除する場合には、利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額

れを出資総額から控除するものとする。

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適

から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用

用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）
で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二・三 (略)

(純資産の部の区分)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 出資総額に係る項目は、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第三百三十七条第三項又は第十九条第四項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。この場合において、出資総額控除額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額をその他の出資総額控除額と区分して表示しなければならない。

4 (略)

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

6 出資剰余金に係る項目は、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第三百三十七条第三項又は第十九条

する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二・三 (略)

(純資産の部の区分)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 出資総額に係る項目は、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第三百三十七条第三項又は第十九条第四項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

4 (略)

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

(新設)

第三項の規定により出資剰余金から控除される金額がある場合には、出資剰余金と出資剰余金控除額とに区分しなければならない。この場合において、出資剰余金控除額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額をその他の出資剰余金控除額と区分して表示しなければならない。

7・8 (略)

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる取崩しの額に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならない。

4・5 (略)

第五十六条 (略)

2・4 (略)

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

6・7 (略)

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる取崩しの額に買換特例圧縮積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならない。

4・5 (略)

第五十六条 (略)

2・4 (略)

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

659 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 (略)

一5十二 (略)

十三 一時差異等調整引当額の戻入れ及び一時差異等調整積立金の取崩しの処理に関する事項

(金銭の分配に係る計算)

第七十六条 (略)

2 第三十九条第四項第二号の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該取崩金額に第十八条の二第一項第三号に掲げる取崩し又は一時差異等調整積立金の取崩しの金額が含まれているときは、それらの取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならない。

3 第一項第三号に掲げる項目に、買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

659 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 (略)

一5十二 (略)

(新設)

(金銭の分配に係る計算)

第七十六条 (略)

2 第三十九条第四項第二号の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該取崩金額に第十八条の二第一項第三号に掲げる取崩しの金額が含まれている場合は、その取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならない。

3 第一項第三号に掲げる項目に、買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

(出資総額又は出資剰余金からの控除の方法)

第七十七条 法第三十六條第二項及び第三十七條第三項の規定に基づき損失に相当する額及び利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額に係る控除額をその他の控除額と区分して表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八條 第七十六條第一項第二号の分配金には、投資一口当たりの分配金の額及び利益超過分配金額があるときは投資一口当たりの利益超過分配金額を付記しなければならない。この場合において、利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、投資一口当たりの当該一時差異等調整引当額をその他の投資一口当たりの利益超過分配金額と区分して表示しなければならない。

2 法第三十六條第一項の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総

(出資総額又は出資剰余金からの控除の方法)

第七十七条 法第三十六條第二項及び第三十七條第三項の規定に基づき損失に相当する額及び利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八條 第七十六條第一項第二号の分配金には、投資一口当たりの分配金の額及び利益超過分配金額があるときは投資一口当たりの利益超過分配金額を付記しなければならない。

2 法第三十六條第一項の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総

3
(略)

額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもつて表示し、当該減算額に一時差異等調整引当額の戻入額が含まれているときは、当該減算額のうち、一時差異等調整引当額の戻入額から成る部分の金額は、その他の減算額と区別して表示し、出資剰余金に係る一時差異等調整引当額を出資剰余金控除額に振り替えるときは、その旨及びその金額を表示しなければならない。

3
(略)

額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（投資法人の計算関係書類に関する経過措置）

2 この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則（次項において「新投資法人計算規則」という。）の施行の日（次項において「施行日」という。）前に開始した営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。次項において同じ。）に関して作成すべき計算関係書類（この府令による改正前の投資法人の計算に関する規則（次項において「旧投資法人計算規則」という。）第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。）に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

（負ののれん発生益に係る任意積立金及び当期末処分利益に関する経過措置）

3 新投資法人計算規則の施行日の属する営業期間に係る貸借対照表上の任意積立金及び当期末処分利益（当該営業期間に係る金銭の分配として充当された金額を除く。）のうち、当該営業期間以前の営業期間に

において、旧投資法人計算規則第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額がある場合には、施行日から起算して二年を経過する日までの間に終了する営業期間のうちいずれかの営業期間に係る金銭の分配に係る計算書において、当該金額を新投資法人計算規則第二条第二項第三十一号に規定する一時差異等調整積立金として積み立てることができる。